

佐水工第 189 号

令和 8 年 1 月 22 日

配水管布設工事施行業者 各位

佐賀市上下水道事業管理者 姉川 久

## 大口径管布設工事に従事する現場代理人の資格要件見直しについて（通知）

平素より佐賀市上下水道事業に対して御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、佐賀市上下水道局では、佐賀市上下水道ビジョンに基づく「管路耐震化 30 年プラン」として市内の重要管路・大口径配水管の耐震化に取り組んでおります。

耐震管の種類において、とりわけ大口径耐震継手は特殊で複雑な構造を有することから、安全で確実な施工のためには、特別な配管・接合技術が必要となります。このため、令和 8 年 4 月 1 日以降に佐賀市上下水道局が発注する口径 500 mm 以上の配水管布設工事にあたっては、下記のとおり現場代理人の資格要件を見直すことといたしますので有資格者の配置、育成につきましても特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 対象工事

佐賀市上下水道局が発注する口径 500 mm 以上の配水管布設工事及び布設替工事

#### 2 現場代理人の資格要件

（新） 日本水道協会の大口径管配水管技能者として登録があり、その有効期限が切れていない者

（旧） 日本水道協会の配水管工技能講習会を受講した配水管技能者である者

#### 3. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日 ※ただし、猶予期間として令和 9 年 3 月 31 日までは、これまでの 2 の（旧）の資格要件であっても認めることとします。